

令和4年度

保育園ガイド



大町市 子育て支援課 児童係



保育園ガイド・手続き 編

【入園申し込み手続き】

- ◇入園できる基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P
- ◇支給認定手続きについて（保育認定のフロー）・・・ 4 P
 - ・保育認定の種類、保育時間の選び方・・・・・・ 5 P
- ◇時間外保育について・・・・・・・・・・・・ 6 P
- ◇入園申し込み手続きについて・・・・・・・・ 7 P
 - ・支給認定申請書 兼 保育園入園申込書・・・・・・ 8 P
 - ・証明書兼調査（確認）書・・・・・・・・・・・・ 9 P

【保育料】

- ◇保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 P
- ◇保育料の無償化について・・・・・・・・・・・・ 13 P
- ◇無償化フローチャート・・・・・・・・・・・・ 14 P

【保育認定及び保育サービスについて】

- ◇認定内容の変更について・・・・・・・・・・・・ 15 P
- ◇保育サービスについて・・・・・・・・・・・・ 16 P
 - ・希望保育・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 P
 - ・休日保育・・・・・・・・・ 17 P
 - ・病児・病後児保育・・・・・・・・・・・・ 17 P
 - ・一時保育・・・・・・・・・・・・ 18 P
 - ・園開放・・・・・・・・・・・・ 18 P
 - ・子育て支援について・・・・・・・・・・・・ 18 P
- ◇入園式までの日程・・・・・・・・・・・・ 19 P



保育園の生活 編



【保育園の生活】

- ◇保育理念・方針・目標…………… 20 P
- ◇入園するにあたって…………… 21 P
- ◇個人情報について…………… 21 P
- ◇保育園の1年（主な行事）…………… 21 P
- ◇保育園の1日…………… 22 P
- ◇通園について…………… 23 P

【健康について】

- ◇健康について…………… 23 P
 - ・ 許可証や報告書の提出必要な病気…………… 24 P
 - ・ 登園許可証の様式…………… 26 P
 - ・ 治癒報告書の様式…………… 27 P
- ◇その他…………… 28 P
- ◇保育園でのくすりの投与について…………… 28 P
- ◇アレルギーがあるとき…………… 28 P

【給食について】

- ◇年齢ごとの提供内容について…………… 29 P
- ◇食物アレルギー…………… 30 P

【持ち物について】

- ◇入園までに準備するもの
 - ・ 3歳未満児…………… 31 P
 - ・ 3歳以上児…………… 32 P
 - ・ 全児童共通…………… 36 P
- ◇入園後に配るもの・園を通し注文するもの…………… 37 P

保育園ガイド・手続き 編

1 保育園とは・・・

- ◇保育園は、保護者が就労や病気等の理由により、家庭でお子さまを保育できない場合に、保護者にかわり保育する児童福祉施設です。
- ◇保育園は、保育者や友達との関わりの中で情緒を深め、人間関係や社会のルールを遊びや活動の中で体験することができます。
- ◇「集団生活に慣れさせたい」「友だちと遊ばせたい」等の理由のみでは、利用の対象とならない場合があります。

2 保育園に入園できる基準

- ◇入園を希望する場合には、**保護者や同居する65歳未満のご家族全員**が次の“基準”のいずれかに該当している必要があります。

(証明書等の手続き関係は5ページへ)

入園の基準	内 容
① 就 労	会社員、パート等 就労時間：月60時間以上（概ね1日4時間、月平均15日以上） 農 業…田・畑を20a以上耕作 自営業…就労時間：1日4時間以上 内職等の在宅勤務 就労時間：1日4時間、月平均15日以上
② 母親の出産等	3歳未満児：産前3か月、産後3か月のうち必要な期間 3歳以上児：妊娠がわかった時から産後3か月のうち必要な期間
③ 疾病・障害	保護者の疾病、障害
④ 介護・看護	同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
⑤ 災害復旧時等	地震・火災等で家屋等を失い復旧に当たっている場合
⑥ 求職活動	ただし、90日以内。また、起業準備も含む。
⑦ 就 学	職業訓練校等における職業訓練も含む。
⑧ 育児休業取得時に、既に保育園を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であること。ただし、3歳以上児に限る。	
⑨ そ の 他	

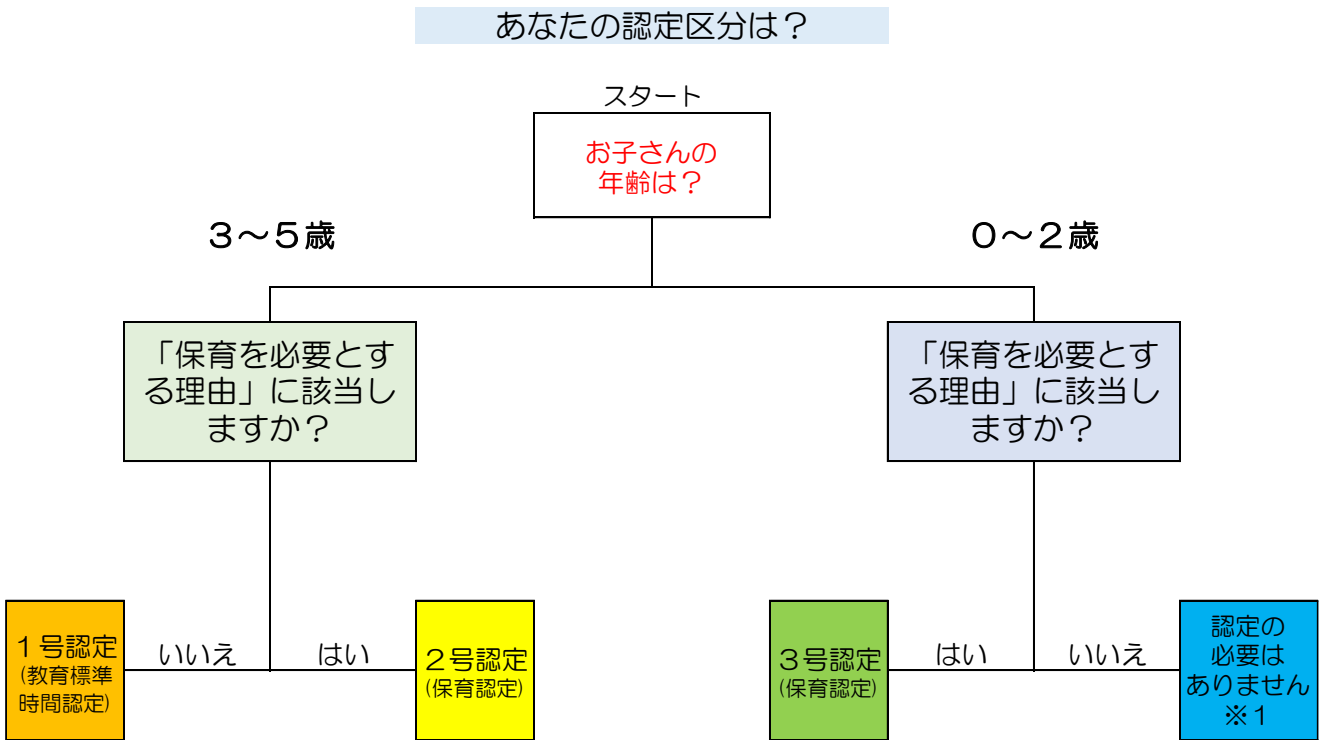
※八坂地区、美麻地区にお住まいで、幼稚園に通園できない3歳以上のお子さまに限り、保育園入園要件を満たしていなくても保育園が利用できる「特別利用保育」を実施しています。なお、利用には2,500円の費用が発生します。この費用は無償化（※P13参照）の適用外となります。

3 支給認定手続きについて



◇保育園や認定こども園、幼稚園を利用する前に、教育・保育の必要量に応じた『支給認定』を市から受ける必要があります。

◇保育認定のフロー



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。詳しくはお尋ねください。

利用できる施設(大町市の場合)

1号認定	幼稚園・認定こども園
2号認定	保育所・認定こども園
3号認定	保育所・認定こども園

保育を必要とする理由

1.就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など)
2.妊娠、出産
3.保護者の疾病、傷害
4.同居または長期入院等している親族の介護・看護
5.災害復旧
6.求職活動(起業準備等を含む)
7.就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
8.虐待やDVの恐れがあること



(1) 認定の種類

認定区分	対象となるお子さま	利用できる施設	教育・保育の時間
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さま 保護者の就労状況等に係る制約はなし	幼稚園 認定こども園	4時間の教育標準時間
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により 保育を必要とする就学前のお子さま	保育園 認定こども園	11時間の保育標準時間または8時間の保育短時間
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により 保育を必要とする就学前のお子さま	保育園 認定こども園	11時間の保育標準時間または8時間の保育短時間

(2) 保育時間の選び方

就労時間等により保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）を選びます。

例…「父・母ともに年間通して、8時間勤務で通勤時間も往復1時間以上かかる」

→保育標準時間を選びます。（月120時間以上の勤務）

例…「父は8時間勤務で残業も多いが、母はパートの6時間勤務で、午後4時30分までには保育園へ迎えに行ける」（月60時間以上の勤務）

→保育短時間を選びます。

例…「父は8時間勤務で、母はパートで通常は午後4時30分までには保育園へ迎えに行けるが、会社の決算や棚卸しで12月と3月が残業となる」

→保育短時間で申請し、必要に応じて時間外保育（月額）を申し込みます。

※就労状況等が変更となった時は保育時間を変更することも可能です。

(3) 保育時間

保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分まで（11時間）

保育短時間：午前8時30分から午後4時30分まで（8時間）

※土曜日は希望保育日として、あらかじめ希望を取ります。

※保育短時間の場合も時間外保育を利用することにより、下記の時間についてお子様をお預かりすることが可能です。

午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時00分



4 時間外保育について



◇保育短時間（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、時間外保育を利用することができます。また、保育標準時間認定の場合も午後 6 時 30 分～午後 7 時まで、時間外保育を利用することができます。

(1) 実施場所

市内全保育園

(2) 実施日時

- ・月曜日から土曜日まで
- ・午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までと
午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分までのうち必要な時間



(3) 申込方法

・月額利用の場合

月額利用を希望する場合は、保育実施月の前月の末日までに所定の『時間外保育申込書』を保育園へ提出してください。利用時間を変更する場合は、再度申込書の提出が必要となります。また、時間外保育を辞退する場合は『時間外保育辞退届』の提出が必要になります。

*月末を過ぎると臨時に実施した場合と同じ扱いとなります。

・臨時利用の場合

臨時利用（月額利用の時間超過を含む）を希望する場合は利用する都度、所定の『時間外保育申込書（臨時）』を保育園へ提出してください。

(4) 利用料金

時間外保育の実施時間と料金は、次のとおりです。

区 分	時 間	児童 1 人当りの料金
月額利用の場合	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	500円/月
	午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分まで	—
	午後 4 時 30 分から午後 5 時 00 分まで	500円/月
	午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	1,000円/月
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 00 分まで	1,500円/月
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	2,000円/月
	午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで	2,500円/月
臨時利用の場合		100円/時間

- ※1 時間外保育を受けるお子さまが2人以上の場合、2人目からの料金は、上記1人当たりの料金の1/2の料金となります。
- ※2 時間外保育の料金は、保育実施月の翌月の25日までに市の発行する納付書により、保育園に納付してください。

5 入園申込み手続きについて



- ◇お子さま1人につき1枚「支給認定申請書 兼 保育園入園申込書」を記入し、必要書類を添付して子育て支援課児童係または保育園に提出してください。継続児は申込書の提出は不要です。各種証明書類のみ提出してください。
- ◇申請内容に虚偽があった場合は、入園決定の取消等の措置を行う可能性があります。

手続きに必要なもの

- (1) 支給認定申請書 兼 保育園入園申込書
- (2) 各種証明書類 (保育を必要とする理由がわかるもの)

世帯員の区分	証明の内容
会社員、パート等の方	就労証明書または源泉徴収票の写し(来年4月以降も継続して勤務する場合に限る)
農業の方	確定申告書の写し(源泉徴収票の写しでも可)または民生児童委員の証明 ※来年以降の確定申告書に農業専従者である等、農業に従事している証明が必要です。
自営業の方	確定申告書の写し(源泉徴収票の写しでも可)または民生児童委員の証明
出産前後の方	母子健康手帳の表紙と出産予定日が記されているページの写し
保護者が疾病、障がいの方	医師の診断書または障がい者手帳の写しなど
介護、看護をしている方	療養している方の 身障手帳または療育手帳の写し 医師の診断書 民生児童委員から受けた確認書 } いずれかを提出
求職活動中の方	民生児童委員の証明またはハローワークの登録証の写し
就学の方	在学証明書または学生証の写し

- ※保育を必要とする理由については、保護者の方の状況を個別に判断いたします。ご不明な点をご相談ください。
- ※65歳以上の方の証明は不要です。ただし、同居するご家族で身障手帳等をお持ちの方はコピーを提出してください。(保育料に影響する場合があります)
- ※求職中や転職の場合、就職が決まったら就労証明書を必ず提出してください。未提出の場合は、状況確認をさせていただきます。
- ※標準時間認定を希望される場合は、源泉徴収票や確定申告書の写しではなく、就労時間が記載された就労証明書が必要です。

(3) 令和3年度所得・課税証明書 (保育料算定に必要です!)

- 令和3年1月2日以降に大町市に転入された方、または他市町村で住民税の課税がある方は、前住所地の市町村役場から取り寄せてください。
(令和3年度市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書でも結構です。)

(4) 家庭の調べ

記載例

支給認定申請書 兼 保育園入園申込書

(保育児童台帳)

No.

住所は詳しく記入

大町市長 殿

保育の必要性認定の申請及び保育園への入園を申込みます。
 保育料算定のため、担当職員が私の世帯の市民税課税資料を閲覧することに同意します。

申請日 令和 年 月

児童本人及び同居
 するご家族も含む

入園児童	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	ふりがな おおまち たるう 大町 太郎	平成 29年 4月 2日 令和	男 女	有 無
	児童発達支援施設(あゆみ園・キッズウィル・あそびの部屋等)への通所経験			
食物アレルギーの有無 有・無 有りの場合は食品名等()				

保護者	住所	大町市大町 3887	番地	(自治会 南原町)
	氏名	大町 春男 印をお忘れなく (印)		
	個人番号(マイナンバー)	0000-0000-0000		
電話		自宅 00-0000	携帯(父) 000-0000-0000	
令和2年1月2日以降の転入の方は、前の住所を記入してください。(前住所地の所得・課税証明書が必要なことがあります。)				

入所児童の世帯員及労働状況	仕事の都合などで別居している場合も記入してください(父母とも)		勤務先名称等	就労時間(24時間で記入)	
	ふりがな おおまち はるお 大町 春男	父	S60・2・18	通常時の勤務時間 8 : 30 ~ 18 : 00	
	個人番号(マイナンバー)		0000-0000-0000		
	ふりがな おおまち なつこ 大町 夏子	母	S60・6・22	池田電気(株) 9 : 00 ~ 16 : 00	
個人番号(マイナンバー)		0000-0000-0000			
大町 花子	姉	H24・5・12	大町北小学校	~	
大町 夏男	兄	H16・5・12	〇〇高校(県外)	~	
大町 冬彦	祖父	S34・1・22	農業	8 : 00 ~ 17 : 00	
大町 秋子	祖母	S29・10・22	【有】大町工業	~	

入園を希望する保育園名	第1希望	保育園 (希望理由)
	第2希望	第2・第3希望もご記入ください
	第3希望	保育園 (希望理由)
保育の実施を希望する期間	令和 4 年 4 月 1日から 6 年 3 月 31日まで	
希望保育時間(どちらかに○)	11時間の保育標準時間 8時間の保育短時間	
保育の実施を必要とする理由	就労時間に合わせた保育時間を設定してください	
生活	入園児童と同居する世帯員(保護者)の氏名と下の番号から選択してカッコに数字を記入してください。【記入例:父(1-イ)】	
	父:(1-イ) 母:(1-イ) 祖父(1-ハ) 祖母(1-ハ) おじおば等() ()	
1. 就労 (イ.常勤 ロ.パート・臨時 ハ.農業 ニ.自営 ホ.内勤) 2. 母の出産前後 3. 保護者の病気 4. 病人の介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育休中の継続利用希望 9. その他()		

多子軽減算定のため生計同一の兄姉となるお子さんは別居でも必ず記入

64歳以下なので証明等が必要です

最長、小学校入学前までの期間、申込みができます。

年長	生年月日 H28.4.2 ~ H29.4.1	最長保育期間 R05.3.31
年中	H29.4.2 ~ H30.4.1	R06.3.31
年少	H30.4.2 ~ H31.4.1	R07.3.31
2歳	H31.4.2 ~ R02.4.1	R08.3.31
1歳	R02.4.2 ~ R03.4.1	R09.3.31
0歳	R03.4.2 ~ R04.4.1	R10.3.31

今後、ご家庭から提出していただく書類は・・・

- 就労証明書 または 令和3年分源泉徴収票の写し (父・母・祖父・祖母)
- 令和3年分確定申告書の控えの写し(第一表、第二表の両方) (父・母)
- 令和3年度住民税課税状況のわかるもの (単身赴任等で現在大町市内に住所が無い方)
- その他()

【証明書兼調査（確認）書の記入例】

◇パート・内職の証明（源泉徴収票の出ない方）

証明書兼調査（確認）書

事業主
児童委員 **池田電気 殿**

住所 **大町市大町3887 桜田町** ご印鑑を忘れずに！！

保護者 氏名 **大町 春男** 保護者の氏名を記入してください。

連絡先 **0261 (22) 0420**

下記のとおり 父親・母親 大町夏子 が 就労 介護 のため
祖父・祖母
保育に専念できないことを証明・調査（確認）願います。 証明を受ける方の氏名を記入してください。

就労形態：常勤・パート・内職・自営業・求職中・その他

（職務または介護等の理由）
内容 **会計事務** 職務の内容または、保育に専念できない理由は、必ず記入してください。（具体的に）

就労時間（24hで記入） 午前**9時0分**～午後**4時0分**
1ヶ月の平均就労日数 **20**日 1日の平均就労時間 **6**時間

（農業の場合）

耕作内容	果樹園		アール（反 畝）		畑		アール（反 畝）	
	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
田								

従事者

上記のとおり相違ないことを 証明 します。
調査（確認）しました。 事業主の証明が必要です。

令和 3年 11月 21日

証明事業主
調査（確認）児童委員 **池田電気 株式会社** 社印

◇自営業・農業・介護の証明

証明書兼調査（確認）書

事業主
児童委員 **山田 一郎 殿**

住所 **大町市大町3887 桜田町** ご印鑑を忘れずに！！

保護者 氏名 **大町 春男**

連絡先 **0261 (22) 0420**

下記のとおり 父親・母親 大町冬彦 が 就労 介護 のため
祖父・祖母
保育に専念できないことを証明・調査（確認）願います。 証明を受ける方の氏名を記入してください。

就労形態：常勤・パート・内職・自営業・求職中・その他

（職務または介護等の理由）
内容 **祖父・・・農業** 農業の内容を記入してください。

就労時間（24hで記入） 午前**8時0分**～午後**5時0分**
1ヶ月の平均就労日数 日 1日の平均就労時間 時間

（農業の場合）

耕作内容	果樹園		アール（反 畝）		畑		アール（反 畝）	
	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
田 20								

従事者 **大町 冬彦** **祖父**

上記のとおり相違ないことを 証明 します。
調査（確認）しました。 民生委員の証明が必要です。

令和 3年 11月 21日

証明事業主
調査（確認）児童委員 **山田 一郎** 印

6 保育料について



(1) 保育料の算定方法

保育料の算定は、お子さまと同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市民税額の合計額により決められます。

同一家庭で2人以上入園となる場合は、保育料の軽減措置があります。

☆ 4月～8月分の保育料・・・前年度の市民税額から算定

☆ 9月～3月分の保育料・・・当年度の市民税額から算定

それぞれ、保育料決定通知書によりお知らせします。

※確定申告等により当年度の税額が変更になった場合でも、既に納付していただいた保育料について還付はいたしません。

(2) 保育料の納付方法について

◇ 納付期限 毎月月末が納期限です。（月末が土・日・祝日の場合は翌平日）

◇ 納付方法

口座振替の場合 月末に指定口座から引落とします。納入通知書は送付いたしません。口座残高の確認をお願いします！！

納付書で納める場合・・・毎月15日頃、納入通知書を送付します。

（コンビニでも納入が可能です）

～ 保育料は納入に便利な口座振替をおすすめします！ ～

※口座振替を希望する場合は『口座振替依頼書』に必要事項を記入して、ご希望の金融機関へ提出してください。毎月25日までに手続きをすると翌月から口座振替ができます。

－ 口座振替取扱金融機関 －

○八十二銀行 ○長野銀行 ○長野県信用組合

○松本信用金庫 ○長野県労働金庫 ○大北農協 ○ゆうちょ銀行

※ 兄・姉の保育料が口座振替で弟・妹が新たに入園する場合には、手続きの必要はありません。

(3) 保育料の納期限を過ぎると…

納期限を過ぎると、20日以内に『督促状』を発行します。この督促状を発行するための費用として、100円の督促手数料が発生します。また、未納期間に応じて『延滞金』が発生します。

（督促手数料、延滞金ともに平成25年度から適用しています）

納期までに納めることができない場合は、お早めにご相談ください。

大町市保育料徴収基準額表

階層区分	市町村民税による 世帯の階層区分		徴収金額（月額）					
			3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）			
			保育標準 時間	保育短時間	市町村民 税額	保育 標準時 間	保育 短時間	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯		0円	0円	市町村民税額 57,700 円未満 世帯	0円 （保育料無償化）	※副食費 4,500円を免除	
第2階層	当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	市町村民税 非課税世帯	0円	0円				
第3階層	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	48,600 円未満	15,000 円	13,000 円				
第4階層	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	97,000 円未満	22,000 円	20,000 円				
第5階層	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	169,000 円未満	33,000 円	31,000 円		市町村民税額 57,700 円以上 世帯		0円 （保育料無償化）
第6階層	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	301,000 円未満	52,000 円	50,000 円				
第7階層	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	397,000 円未満	62,000 円	60,000 円				
第8階層	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9	397,000 円以上	72,000 円	70,000 円				

○備考（3号認定児童保育料の減免等）

- 1 兄弟が同時に通園する場合、2人目は半額、3人目は無料（給食費は対象外）となります。
- 2 第3階層と認定された世帯で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または、障がいをお持ちの方と同居している世帯の保育料は次のとおりです。

階層区分	徴収金額（月額）	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層（市町村民税所得割課税額 48,600 円未満）	7,000 円	6,000 円

- 3 里親へ委託されているお子さまの保育料は無料となります。
- 4 支給認定を受けたお子さまが年度途中において満3歳に到達した場合のその年度中の利用者負担額は3歳未満児の規定を適用します。
- 5 第2階層（市町村民税非課税世帯）は無料になります。（兄弟の年齢制限無し）
- 6 世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または障がいをお持ちの方と同居している世帯は、3号認定で 9,000 円となります。また、第2子以降が無料となります。

認定および世帯状況	市民税所得割額	第1子	第2子	第3子
3号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700 円未満	料金表のとおり	半額	無料
3号認定（ひとり親世帯等）	77,101 円未満	9,000 円	無料	無料

※多子世帯の保育料減免（3号認定児童のみ）

平成27年度から、長野県と大町市が連携し、多子世帯（3人以上お子さまがいる世帯）の経済的負担を軽減するため、第3子以降が保育園を利用した場合、世帯の課税状況や兄弟の同時入所等の要件に関わらず、月あたり最大 6,000 円（年間最大 72,000 円）の保育料減免を行っています。（例：元の保育料が 5,000 円だった場合は、5,000 円の減免となります。）

多子世帯保育料減免を受ける方は、別途申請書の提出が必要となります。

★【幼児教育・保育の無償化】により、以下の世帯の保育料が無償となります。

- ① 3歳から5歳までの全てのお子さま（2号認定児童）の保育料
無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間
※給食提供に係る食材費（副食費）は無償化の対象外
- ② 住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子様の保育料

無償化の対象範囲について

保育標準時間（11時間）、保育短時間（8時間）の保育料が無償化の対象です。

※時間外保育料は無償化の対象外



◆給食提供に係る食材費（副食費）の徴収について

※保育園の給食提供に係る食材料費の取扱いは、これまでは保育料の一部としてご負担いただいておりますが、無償化の実施に合わせて次のように整理されました。

	～無償化前	無償化後（10月～）
主食費	実費負担（又は持参）	変更なし
副食費	2号認定 保育料に含まれる	2号認定 実費負担

次の方を対象に、副食費の徴収に関する免除制度が設けられます。

【2号認定の方のみ】

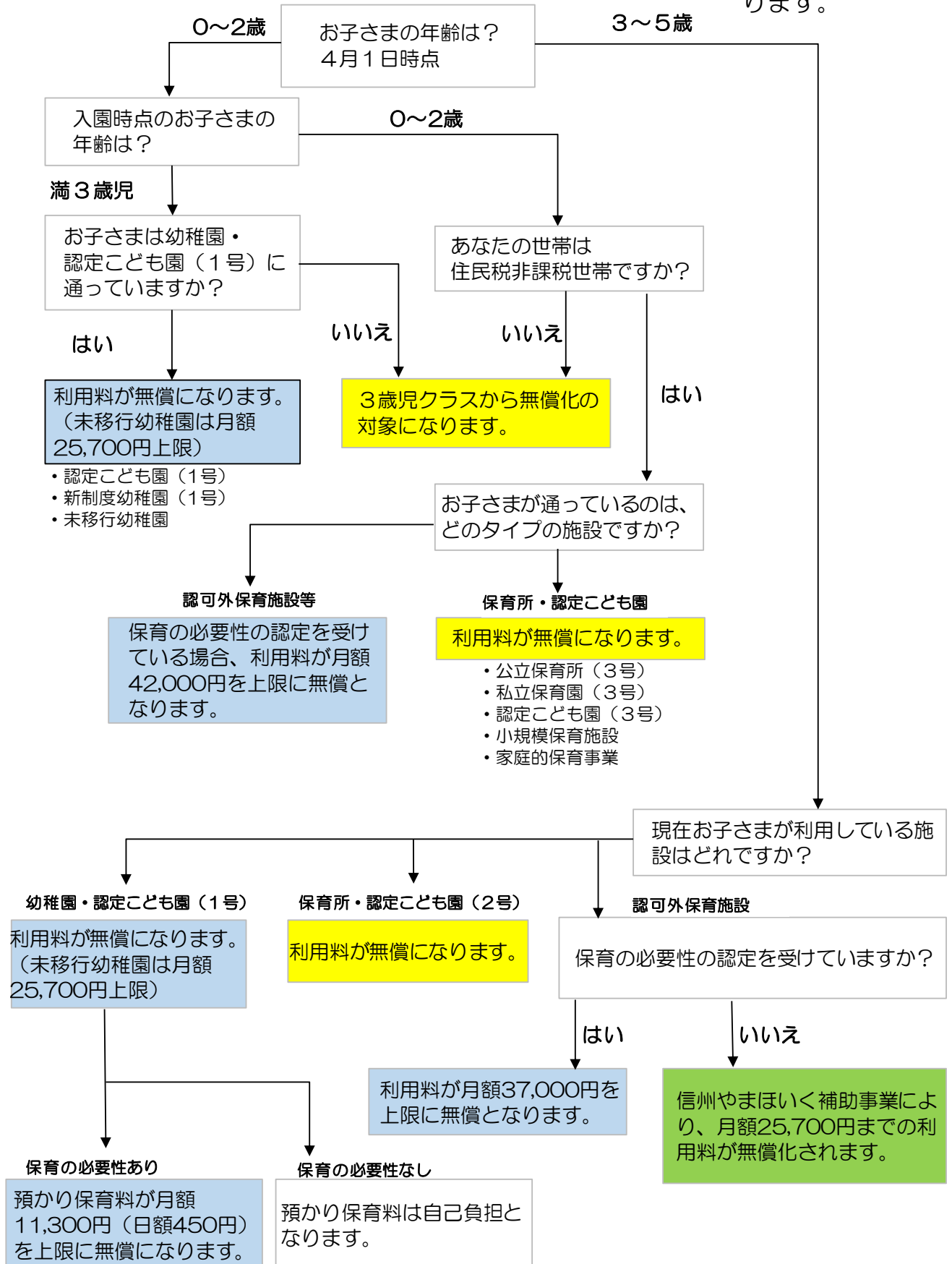
給食提供に係る食材費（副食費）の免除対象

- ①保護者の年収が360万円未満の世帯の子ども
- ②全ての世帯における、第3子以降の子ども

※②の第3子以降とは、小学校就学前のお子さまの中で、上から数えて3番目以降のお子さまを指します（2号認定の場合）。1号認定の場合は小学校3年生までの中で上から数えて3番目以降が対象です。

ご自身の家庭状況、お子さまの年齢に基づいて選択していくと、無償化の該当区分が分かります。

無償化フローチャート



7 変更手続きについて



◇在園児は更新手続きが不要ですが、入園の基準を確認するため“就労証明書（源泉徴収票）”や“証明書兼調査（確認）書”等は毎年提出してください。

(1) 保育園を辞めるとき・・・『退園届』の提出

時間外保育を申し込んでいる方は『時間外辞退届』も必要です。

- ・転勤等で市外へ転出する。
- ・病気のため、長期間に休む。
- ・ご家庭でお子さまの面倒がみられるようになった場合
- ・育児休業を取得する場合（特別な理由を除く）・・・など

※病気や入院等により保育園を休んでも保育料は減額されません。長期に休むことが考えられる場合は、早めに連絡や手続きをしてください。

(2) 保育園を変更したいとき・・・『異動届』の提出

- ・引越しに伴い、自宅から近い園に通わせたい。
- ・保護者の通勤の関係上、他の園の方が都合良い場合等

(3) 年度の途中から入園をしたいとき・・・『入所申込書』の提出

お子さまの年齢によっては、年度の途中からの入園ができない場合があります。また、事前に入園申込をした場合でも、当年度の入園状況によっては希望された保育園に入園できないことがあります。

(4) 保育時間を変更したいとき・・・『支給認定申請書』『就労証明書』の提出

- ・保育標準時間の認定を受けていたけど、仕事が早く帰れるようになり、保育短時間認定でお子さまのお迎えが可能となった。
- ・職場が変更となり、保育短時間の開始、終了時間に間に合わない。

(5) 勤め先の変更があった場合・・・『証明書兼調査（確認）書』の提出

- ・勤務状況を把握させていただくため、『証明書兼調査（確認）書』の提出をお願いします。

8 保育サービス



保育園	定員	時間外保育	未満児保育	希望保育	アレルギー対応
かえで（休園中）	—	—	—	—	—
はなのき（大町若宮）	150	○	○	○	○
あすなろ（常盤清水）	180	○	○	○	○
しらかば（平白樺）	60	○	○	—	—
どんぐり（社山下）	60	○	○	—	—
たけのこ（八坂大平）	45	○	○（2歳児～）	—	—
みあさ（美麻二重）	45	○	○（2歳児～）	—	—
くるみ（大町栄町）	110	○	○	○	○

※しらかば・どんぐり・たけのこ・みあさ保育園の幼児クラスは、異年齢児を同じクラスで預かる混合保育です。

※食物アレルギーや疾病の状況・年齢等を考慮し、他園への入園をおすすめすることがあります。

※申し込み状況によっては、希望された保育園に入園できない可能性があります。

（1）希望保育

保育園では毎週土曜日を“希望保育日”とし、混合保育をおこなっています。仕事の都合等、ご家庭で保育できない場合を除き、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

①利用が可能である園

はなのき保育園、あすなろ保育園、くるみ保育園の3園に集約して実施します。

②利用の方法

園に利用の希望を伝えます。上記以外の保育園に通っている場合は、どの園を利用したいかをあわせてお知らせください。

希望保育の当日はお弁当を持参してください。



(2) 休日保育

緊急時や休日の仕事等により、家庭でお子さまの面倒が見られない場合にお預かりし、保育を行います。利用を希望される方は、あらかじめ登録をしてください。

① 対象

おおむね2歳から小学校就学前のお子さま

② 実施場所

はなのき保育園 大町市大町3504-9 TEL 22-0675

③ 実施日時

- ・ 年末年始を除いた休日
- ・ 午前8時30分から午後4時30分まで

④ 申込方法等

所定の申込書を在籍保育園に提出し、利用の登録をしてください。

登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの必要な期間となります。

利用する日時は、事前に保育園にご連絡ください。

⑤ 利用料金

区 分	料金（1時間あたり）
3歳未満児（1人あたり）	300円
3歳以上児（1人あたり）	150円

※1 上記区分の年齢は、4月1日現在の年齢によります。

※2 休日保育の料金は、1ヵ月間の利用時間数の合計で算出します。保育実施月の翌月の25日までに納付していただきます。

(3) 病児・病後児保育（大町病院で実施）

お子さまが病気または病気の回復期にあり、保育園などの施設の利用ができない期間、お子さまを一時的に預かり、保育を実施する事業です。大北圏域にお住まいの方が利用することができます。利用の条件などは、子育て支援課にお問い合わせください。

(4) 一時保育

冠婚葬祭や急病時、パート就労、育児疲れ解消等、一時的に家庭で保育が困難な場合、就学前のお子さまを保育園でお預かりし、保育を行います。

① 保育希望の理由

- ・ 仕事の都合（勤務形態等）
- ・ 緊急、一時的な都合（病気や看病、冠婚葬祭等）
- ・ 私的理由（参観日、資格取得、趣味、リフレッシュ等）

② 対象となるお子さま

- ・ 生後 6 か月から就学前までの乳幼児
* たけのこ保育園・みあさ保育園は 2 歳児からの受入となります。



③ 実施場所と日時

- ・ 月曜日から金曜日に実施
- ・ 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

◇ 1 カ月に 1 2 日までが限度（市内保育園の合計利用日数）

④ 申込方法等

- ・ 利用当日までに所定の申込書を希望保育園に提出してください。申込書に記載する年齢は、4 月 1 日現在の年齢で記入していただきます。
- ・ 保育園で事前に打ち合わせと、慣らし保育（有料）をお願いします。
- ・ 利用を取り消される場合は、利用日の前日または当日の午前 9 時までに連絡してください。
- ・ 当日の保育園の行事や、受け入れる人数により、お預かりできない場合もあります。
- ・ 病気の時はお預かりできません。（P23、24 参照）
- ・ 1 歳 6 カ月までのお子さまと、食物アレルギーのお子さまは、食事による事故防止のため、お弁当とおやつを持参していただきます。

⑤ 利用料金

一時保育の料金は、次のとおりです。

区 分	料金（1 時間あたり）
3 歳未満児（1 人あたり）	300 円
3 歳以上児（1 人あたり）	150 円

※ 1 上記区分の年齢は、4 月 1 日現在の年齢によります。

※ 2 給食を提供する場合は、給食費 250 円をお支払いいただきます。

※ 3 一時保育の料金は、利用の都度保育園に納付していただきます。

※ 4 問い合わせは、可能な限り 8：30～17：00 までをお願いします。

(5) 園開放

保育園を開放します。お子さまの安全な遊び場として、保護者の交流の場所として、保育園をご利用ください。

(6) 子育て支援について（はなのき・あすなろ・くるみ保育園）

育児に関する相談や子育てに関する情報提供、子育てセミナー等を開催し、保護者の子育てを支援します。（育児相談は、全園で実施しています）

9 入園式までの日程

11月	入園説明会
-----	-------

- ・入園手続き、保育料について説明します。

11月中旬 ~12月中旬	入園申込み受付
-----------------	---------

- ・申込書提出の前に記入漏れ等がないか、もう一度確認をしてください。
- ・食物アレルギー等、心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

1月	体験入園（2歳児以上）
----	-------------

2月上旬	健康診断実施
------	--------

- ・日時等の詳細は、1月中旬ごろに支給認定証と一緒にお知らせします。
- ・健康診断と体験入園（2歳児以上）を行います。

2月下旬	入園説明会（各園で実施）
------	--------------

- ・日時等の詳細は、後日お知らせします。
- ・園での生活等について説明します。

3月中旬	入園式ご案内の送付
------	-----------

4月初旬	入園式
------	-----

- ・3月中旬ごろにお知らせします。

4月中旬	保育料決定通知書送付
------	------------

- ・保育料をお知らせします。



保育園の生活 編



保育理念

- 1.一人ひとりを大切にし、高めあい、育ちあう教育及び保育を目指します。
- 2.保護者から信頼され、地域に愛される園を目指します。

保育方針

「非認知能力」「子どもの主体的な生活と遊び」を重視し、健康で心豊かなお子さまを育てます。

保育目標

一人ひとりの子どもを大切に、楽しい集団生活を通して

1. 健康で生き生きした子ども
2. 意欲的に取り組み創造できる子ども



3. ものを大切にし、おもいやりのある子ども



4. おいしく楽しく食べる子ども



保育園はもっとも身近な子育て支援の場所です！

<入園するにあたって>

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の中でも一番大切な時期です。愛情いっぱいの温かい家庭生活に加え、これから保育園での初めての集団生活が始まります。

子どもは、生まれてから入園するまでに、ご家庭でしっかりと築かれた愛着関係を基に、子ども社会の中で、友達と遊んだり、小さなつまずきや葛藤を経験する中で、子どもたち一人ひとりが更に大きく育っていきます。

ご家庭と園とで手を取り合って、一緒に大切な子どもを育てましょう。

<個人情報について>

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うようにお願いします。特に保育園での行事や活動を SNS 等で公開する等の行為において、第三者を特定できる情報が含まれていたために、トラブルになることがあります。

例え親しい間柄であっても、第三者に関する情報を掲載する場合には、事前に許可を取ることを推奨します。

詳細については総務省のホームページをご覧ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/attention/02.html)



◇その他に誕生会や家庭との連携を図る行事、地域の人達との交流など、お子さまの成長を共に喜べる形式で、それぞれ工夫を凝らしています。（※行事は保育園によって多少違いがあります。）

◇信州型自然保育（信州やまほいく）に取り組んでいます。

保 育 園 の 一 日



3 歳 以 上 児	時 間	3 歳 未 満 児
◇時間外保育	7:30	◇時間外保育
◇順次登園、クラスへ移動	8:30	◇順次登園、クラスへ移動
◇あそび	11:00	◇おやつ
◇給食、歯磨き		◇あそび
◇お昼寝		◇給食、歯磨き
◇おやつ、歯磨き	13:00	◇お昼寝
◇順次降園 16:30 以降は時間外保育になります。	15:00	◇おやつ、歯磨き
◇時間外保育	16:00	◇順次降園 16:30 以降は時間外保育になります。
	16:30	◇時間外保育
	19:00	

通 園 に つ い て

◇保護者の方がそれぞれ送り迎えをしてください。保護者以外の方が送迎する場合は、事前にお知らせください。

◇時間を決めて、できるだけ毎日同じ時間に通園しましょう。

◇保育園を休ませる場合は、必ず園に連絡をしてください。

◇車で送迎する場合は、必ずチャイルドシート、ジュニアシートを着用して下さい。

健康について

◇保育園では定期的に健康診断等を行い、お子さまの健康・発育状況を記録しています。



- 健康診断（年2回）
- 身体発育測定（毎月）
- 視力検査（年中児）
- 事故防止、安全指導
- 歯科健診（年1回）
- 歯科衛生指導（年1回）
- 尿検査（年長児）



《よい生活リズムをつくりましょう》

入園は初めての集団生活のスタートです。子どもは大人的生活リズムに影響されがちです。子どもの生活習慣にも変化が生じています。
望ましい眠り・目覚めは子どもの情緒の安定に欠かせません。
早寝早起きの習慣をつくり、きちんと朝食を食べて登園しましょう。

病気になったとき

- 1 病気の場合は、原則としてお預かりできません。
- 2 お子さまの健康状態が、いつもと違う時や、気になる事がありましたら、必ず登園時に連絡をしてください。
- 3 保育中に病気（熱やせきが出る等）になった場合は保護者へ連絡します。お子さまの状態によりお迎えに来ていただくことがあります。
- 4 感染性の病気は、集団生活を送る上で影響が大きいいため、治ってから登園させてください。
- 5 次ページの病気にかかったときは『登園許可証』（P26）または『治癒報告書』（P27）の提出が必要になります。登園許可証及び治癒報告書は、各保育園や市のホームページにありますので、ご利用ください。

怪我をしたとき

園では健康管理や安全面には十分注意して保育を行なっていますが、万が一が等をした場合には、速やかに家庭にご連絡します。病院で処置を要する場合は、保護者の方も立ち会っていただくようになりますのでよろしくお願いします。また、医療費につきましては、独立法人日本スポーツ振興センターから一定の医療費の給付を受けられることとなっています。

①【登園許可証の必要な病気】（医療機関にて記入）

以下の病気に罹ったときは、医師が記入した「登園許可証」が必要です

病名	登園停止の期間
①麻疹	解熱後3日が経過するまで
②インフルエンザ	発症（発熱）の翌日から5日間経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
③風疹	発疹がなくなるまで
④水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた翌日から5日経過し、かつ全身の状態が良好になるまで
⑥咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消え2日経過するまで
⑦流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消えるまで
⑧百日咳	特有な咳が止まる、または5日間の抗菌薬による治療が終了するまで
⑨腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
⑩急性出血性結膜炎	
⑪侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
⑫ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまで

※ 新型コロナウイルス感染症に罹った場合、状況に応じて登園許可書又は、治癒報告書が必要となります。詳細については、保育園又は子育て支援課へお問い合わせください。

②【治癒報告書の必要な病気】（保護者が記入）

以下の病気に罹ったときは、医師の診断を受け、指示に従い保護者が記入した「治癒報告書」が必要です

病 名	登園停止の期間
①溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過するまで
②マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
③手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
④伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
⑥ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
⑦RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
⑧带状疱疹しん	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
⑨突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

③《注意を要する感染症》

その他にも次のように集団生活の中で注意していただきたい感染症があります。

病 名	登園のめやす
①伝染性膿化疹（とびひ）	治療を開始し、皮疹が乾燥しているか湿潤部位がガーゼで被覆できる程度のものであること
②伝染性軟属腫（水いぼ）	治療し摘除するか、掻き壊さないように気をつけ、傷から浸出液が出ているときはガーゼで被覆する

◆大町市公立保育園の嘱託医

内科

市立大町総合病院小児科

Tel22-0415（代表）（市内保育園全園対応）

菊地クリニック

菊地 宙恵 Tel21-2580（あすなろ保育園入園児対応）

柿下クリニック

柿下 徹 Tel21-1230

八坂診療所

戸部 道雄 Tel26-2814

美麻診療所

飯島 昭二 Tel29-2015

登園許可証

保育園長殿

組

園児氏名

年 月 日 生まれ

1. 病名

2. 欠席加療期間 月 日より 月 日まで

病状が回復し、集団生活に支障がない状態となりました。

年 月 日より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

印

医師名

印

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、お子さまたちが一日快適に生活できるよう、登園許可証の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、お子さまの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

治癒報告書（保護者記入）

_____ 保育園長殿

_____ 組

_____ 園児氏名

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ

1. 病名 _____

2. 欠席加療期間 _____ 月 _____ 日より _____ 月 _____ 日まで

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において、
病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されましたので、
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 保護者名

_____ 印

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、お子さまたちが一日快適に生活できるよう、治癒報告書の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、お子さまの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

その他

- 1 5歳児発達相談
年中児を対象に発達の様子を確認し、小学校入学へ向けて必要な準備を行うための事業です。
- 2 小学校への情報提供
国の「保育所保育指針」では、保育園に入園しているお子さまの就学に際し、育ちを支えるための資料を、保育園から小学校へ送付するよう定められています。
- 3 心身の発達に心配のあるお子さまについては、お子さまにあった保育方法を検討し、保育を行います。
入園をご希望の保護者の方におかれましては、入園申し込みの際、『発達の調べ』に気がかりな点等ご記載いただくとともに、子育て支援課担当へその旨をお伝えください。
- 4 いつでも相談ください！
お子さまの成長等に関して心配なことがある場合は、いつでも保育園にご相談ください。
- 5 病気やけが等で集団生活が困難なお子さまの保育を希望する場合は、病児・病後児保育の利用を検討してください。なお、利用には条件があります。

くすりの投与等について

◇保育園ではくすりの投与は行いません。



アレルギーがあるとき

◇食品、蜂等によるアレルギーがある場合は、必ずお申し出ください。
『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』（医師が記載）の提出が必要となります。

給食について

- ◇保育園では、お子さまたちの心と身体の健やかな成長を願い、おいしく楽しく食べるお子さまに育つよう、給食提供を行っています。
- ◇子育て支援課の栄養士が市内統一献立を作成し、それぞれの保育園で給食調理員が手作りで調理しています。
- ◇食物アレルギーのあるお子さまや、1歳6ヵ月までのお子さまについては、入園の際に栄養士との面談を実施し、給食対応を行っています。

乳児

◇6ヵ月～8ヵ月

保育園では、ミルクのみの対応となります。（離乳食の提供はありません）

◇9ヵ月～11ヵ月

家庭で離乳食が3回食となつてから、栄養士と面談を行い、給食（離乳食）の提供が始まります。給食（離乳食）が始まる前に、離乳食量及び形態等を確認するため、家庭より3日間程度、離乳食を持参していただきますので、ご協力をお願いします。

※概ね1歳までのお子さまについては、状況に応じて家庭からミルクや哺乳瓶等を持参していただく場合もあります。

◇1歳までは、おやつを提供がありません。

おやつの提供は、1歳を過ぎてから再度栄養士と面談を行い、提供を開始します。

1～2歳児・・・完全給食

◇午前・午後のおやつと、主食（ごはん）を含めた昼食を保育園で提供します。

◇1歳6ヵ月までは手づかみ食べを十分に行い、食べる意欲を育てます。

◇食べ物を前歯でかじり取る体験を通じて、上手に咀嚼できるように支援しています。



午前おやつ

昼食（完全給食）

午後おやつ

3歳以上児・・・副食給食

◇副食（おかず）と、午後のおやつを保育園で用意します。

◇月曜日から木曜日は、家庭よりごはんを持参してください。

食べられるごはんの量は、個人差がありますので、お子さまの様子をみながら無理なく食べられる量を持参してください。

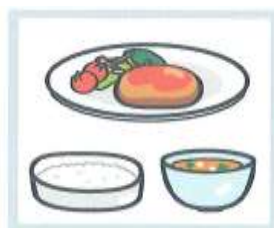
☆ごはんの量の目安

3歳：100g

4歳：110g

5歳：120g

6歳：130g



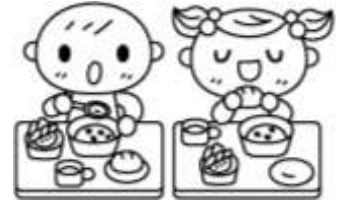
昼食（副食給食）



おやつ

☆保育園の食事に慣れるまでは、少量ずつ無理をせずに必要量が食べられるように支援していきます。

食物アレルギー



- ◇食物アレルギーのあるお子さまには、除去食を基本としたアレルギー対応食の提供を行っています。
- ◇安全性を考えアレルギー対応食の提供の際には、専用トレイや確認表を使用し、細心の注意を払い給食提供します。
- ◇アレルギー対応食の提供については、食物アレルギーの治療のため医師指導のもと、家庭において食事療法を実施しているお子さまを対象とさせていただきます。
- ◇アレルギー対応食を希望される場合、医師の診断による『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』の提出が必要となります。
※食物アレルギーは、血液検査だけでは診断することが難しいため、負荷試験等の実施可能な専門医の受診をお勧めします。
- ◇『保育所におけるアレルギー疾患管理指導表』は、年度ごとに提出が必要となります。
※年度の途中で除去内容の変更や、アレルギー対応食が必要となくなった場合についても、医師からの除去内容の変更及び、解除指示が必要となります。
- ◇『保育所におけるアレルギー疾患管理指導表』の提出後、除去等の内容を確認するために、栄養士と面談を実施します。
- ◇栄養士が個別にアレルギー献立を作成し、保護者に確認していただいた後、アレルギー対応食の提供開始となります。アレルギー対応食提供までに、お時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。
- ◇重症なアレルギーや保育園での対応ができない場合、お弁当やおやつの持参をお願いすることがあります。
- ◇医師よりエピペンを処方され、保育園での対応が必要となる場合、保育園又は子育て支援課へご相談ください。

持ち物について

3歳未満児の持ち物



すべての持ち物に“なまえ”を書いてください。

- ・お昼寝布団…3歳児と同じものを使います。
 - ・エプロン…毎日3枚持参します。3歳児と同じものを使う園もあります。(P28参照)
 - ・おむつ……………
 - ・おむつ交換時に使用するタオル
- おむつの利用にあわせてクラス担任から説明します。
- ・着替え…クラスのロッカーで保管します。

	2歳児	1歳児	0歳児
パンツ	2枚		
肌着	2枚	2枚	2枚
上着(Tシャツなど)	2枚	2枚	2枚
ズボン	2枚	2枚	2枚
靴下	1足	1足	1足

- ・ビニール袋(汚れ物入れ)
- ・おしりふき
- ・歯みがき用コップ
- ・ひも付き手ふきタオル
- ・歯ブラシ
- ・台ふき(3枚)
- ・上履き

通園用手さげ袋



※週末には布団カバーを持ち帰ります。

- ・出席ノート
- ・エプロン 3枚
- ・まくら用タオル
- ・汚れ物用ビニール袋 4~5枚 (清潔を保って!!)
- ・ひも付き手ふきタオル
- ・使用済みエプロンを入れるための袋
- ・おむつ交換時に使用するタオル

ぼうし (あごひもをつけてください)

3歳以上児の持ち物



すべての持ち物に“なまえ”を書いてください。

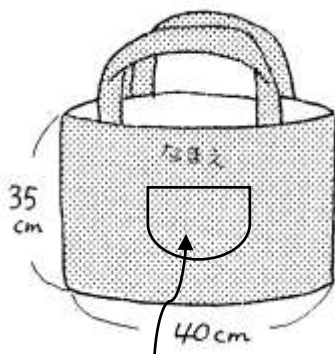
通園かばん 《毎日の持ち物》



出席ノート、エプロン1枚
お弁当、ハンカチ、ティッシュ
※まくら用タオル
※ひも付き手ふきタオル

- リュック型（遠足にも使用します。）
- 水筒も用意してください。

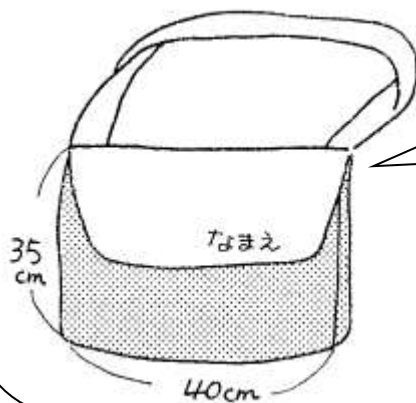
着替え袋



- 上着1枚（Tシャツ、トレーナーなど季節に応じて）
- パンツ2枚 ・ 肌着1枚
- スポン1枚 ・ 靴下2足
- 汚れ物を入れる記名をしたビニール袋（3～4枚）

- 袋の内側または外側にビニール袋を入れるポケットが付いていればベスト!!

肩掛けかばん



- 貸し出し絵本・上履きなどカバンに入らないものを入れます。

- お子さまの成長に合わせて、肩掛けひもが調整できればベスト!!

歯磨き用コップ



コップ袋

袋の口はコップ、歯ブラシを出し入れしやすいように、広くしてください。

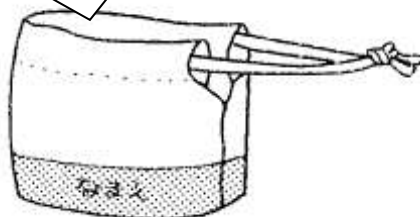
(16 cm～17 cm位)

歯ブラシ



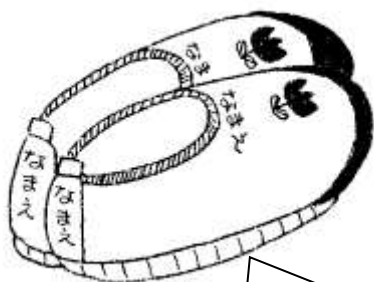
年齢にあった大きさ
すべらない材質を
選びましょう。

※毎週末に持ち帰ります。



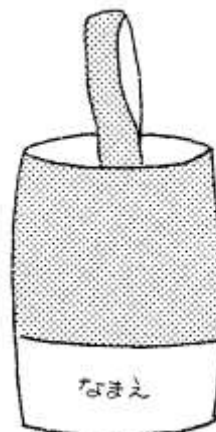
毛先が開いたら
交換しましょう。

上履き



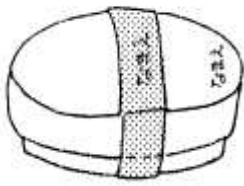
白の運動靴を使用します。
3歳児はカラーマジックやボタン等で、
自分の目印をつけましょう。
(左右の区別もしやすいように！！)

上履き袋



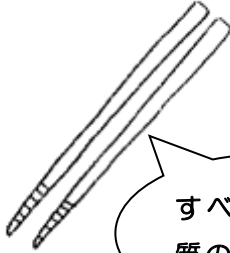
※毎週末に持ち帰ります。洗って月曜日に持って来てください。

お弁当箱・弁当用ゴム



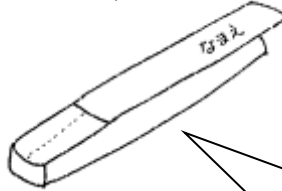
- アルミ製の弁当箱
(冬はごはんを温めます)
- 平ゴムで止めます

はし



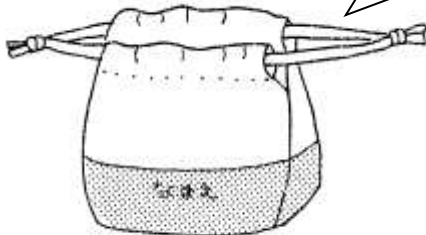
すべらない材質のもの

はし箱



使いやすい形のもの
※スライド式が使いやすいです。

弁当袋



太めのもの

※年長児はナプキンを使います。

手ふきタオル

ハンドタオルに丸ひもをしっかり縫いつけてください。



ボックスティッシュ

記名してください。



園児服【¥3,800(税別)】

かけひもを
つけてください。



入園の時に大きめのサイズを1着用意
して様子を見てください。

※園児服・エプロンは、市内の販売店でお
求めいただけます。

エプロン【¥1,150(税別)】

前



後



ミシンで縫って
しっかり補強しましょう。



上記価格は変更となる場合があります。

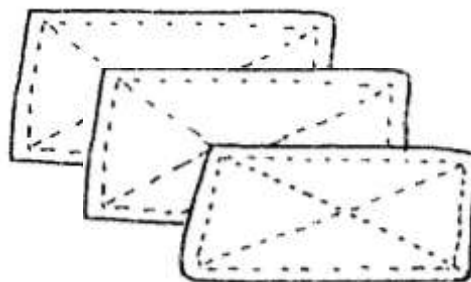
【販売店一覧】(50音順)

	店名	住所	電話番号
1	アララギ	上仲町4086	22-0022
2	イグチ	大黒町2185	22-0828
3	大三	上仲町4090	22-0003
4	マルナカ	仁科町3206-27	22-0964

台ふき 新しい物を3枚

※入園の日に集めます。

(名前は記入しないでください)



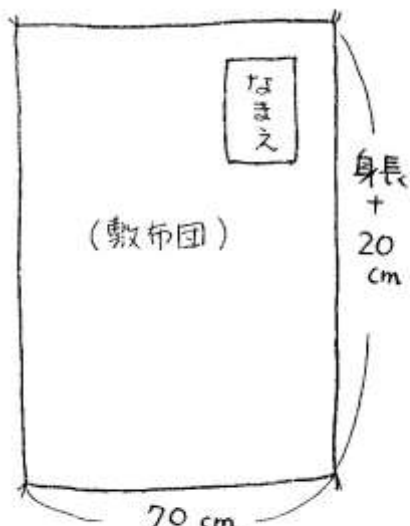
・フェイスタオルを四つ折りにし、
縫い方は十文字、×印の組み合わせがベスト!!



すべての持ち物に“なまえ”を書いてください。

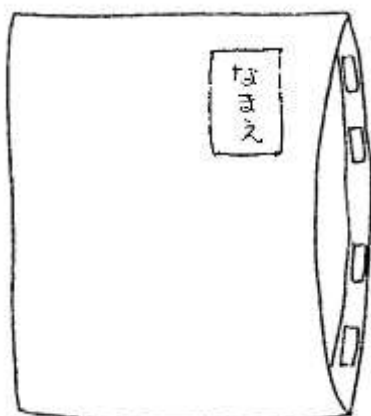
お昼寝布団

あて布をして大きく記名します。



敷布団：冬は冷えるため適度な厚みのものを選びましょう。
(マットレス、化せん綿のように薄いものは避けてください)
掛け布団：夏はタオルケット、冬は毛布が必要になります。

布団カバー（掛け・敷き）



※毎週末に布団を持ち帰ります。カバーを洗って月曜日に持って来てください。

入園後に配るもの

出席ノート・連絡ノート



2冊を止める
細い布ゴムを
つけてください。

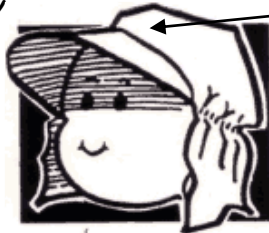
ネームワッペン



名前等を書いて
園児服の
胸につけます。

通園ぼうし

・実費



正面(つばではなく)
の裏表に名前をはっ
きりと記入してくだ
さい。

※冬は毛糸帽子を使います(秋に注文をとります)

※お手元に同じ色のぼうしがある場合は、ご相談ください。

誕生日カード

・実費

園を通し注文するもの

(3歳以上児)

クレヨン

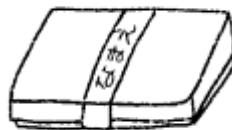
・実費



1本ずつ
名前を書きます。

粘土・粘土ケース

・実費

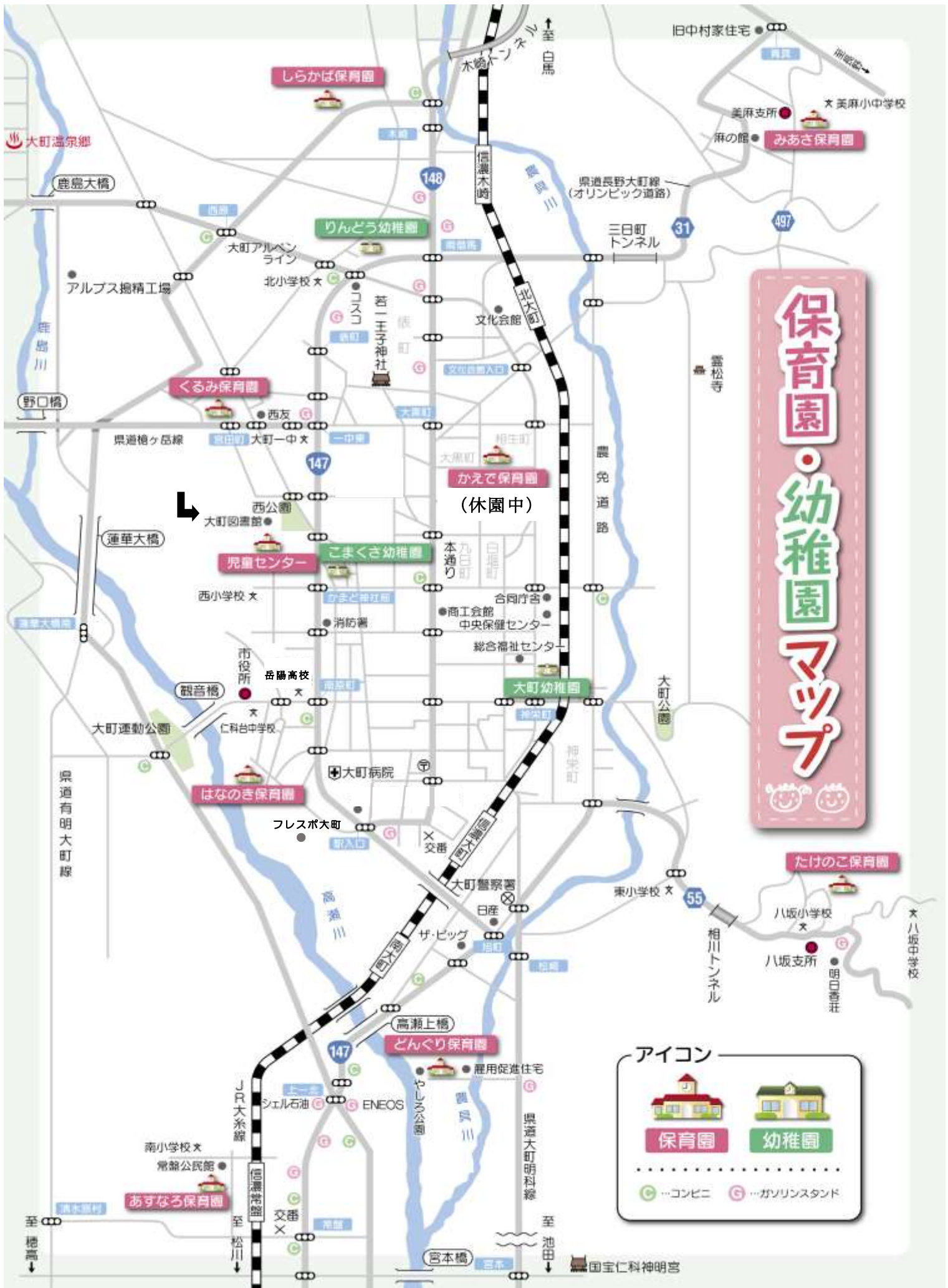


平ゴムに名前を
書いて止めます。

防災頭巾

・実費





◇◇◇ お問い合わせ先電話番号 ◇◇◇

市外局番：0261

保 育 園 名	電話・有線・FAX	保 育 園 名	電話・有線・FAX
かえで保育園 (大町:相生町)	休 園 中	どんぐり保育園 (社:山下)	22-2002
はなのき保育園 (大町:若宮)	22-0675	たけのこ保育園 (八坂:大平)	26-2018
	(子育て支援センター) 22-2132	みあさ保育園 (美麻:二重)	29-2636
あすなろ保育園 (常盤:清水)	22-0727	くるみ保育園 (大町:栄町)	22-5142
しらかば保育園 (平:白樺)	22-1667	児童センター (大町:十日町)	22-0741
病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム	(市立大町総合病院内) 080-2562-4925		

大町市役所 子育て支援課 児童係

長野県大町市大町3887番地

電話 22-0420 (内線)681・682・683

E-mail kosodateshienka@city.omachi.nagano.jp

<http://www.city.omachi.nagano.jp/>